

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用語の意義		用語の意義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
法	消費税法をいう。	法	消費税法をいう。
令	消費税法施行令をいう。	令	消費税法施行令をいう。
規則	消費税法施行規則をいう。	規則	消費税法施行規則をいう。
所法	所得税法をいう。	所法	所得税法をいう。
所法令	所得税法施行令をいう。	所法令	所得税法施行令をいう。
所基通	所得税基本通達をいう。	所基通	所得税基本通達をいう。
法法	法人税法をいう。	法法	法人税法をいう。
法法令	法人税法施行令をいう。	法法令	法人税法施行令をいう。
法基通	法人税基本通達をいう。	法基通	法人税基本通達をいう。
租特法	租税特別措置法をいう。	租特法	租税特別措置法をいう。
租特法令	租税特別措置法施行令をいう。	租特法令	租税特別措置法施行令をいう。
租特法規則	租税特別措置法施行規則をいう。	租特法規則	租税特別措置法施行規則をいう。
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律をいう。	輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律をいう。
通則法	国税通則法をいう。	通則法	国税通則法をいう。
消費税等	消費税及び地方消費税をいう。	消費税等	消費税及び地方消費税をいう。
消費税額等	課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額をいう。	消費税額等	課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額をいう。
国内	法第2条第1項第1号《定義》に規定する国内をいう。	国内	法第2条第1項第1号《定義》に規定する国内をいう。
国外	国内以外の地域をいう。	国外	国内以外の地域をいう。

改 正 後		改 正 前	
保税地域	法第2条第1項第2号《定義》に規定する保税地域をいう。	保税地域	法第2条第1項第2号《定義》に規定する保税地域をいう。
個人事業者	法第2条第1項第3号《定義》に規定する個人事業者をいう。	個人事業者	法第2条第1項第3号《定義》に規定する個人事業者をいう。
人格のない社団等	法第2条第1項第7号《定義》に規定する人格のない社団等をいう。	人格のない社団等	法第2条第1項第7号《定義》に規定する人格のない社団等をいう。
外国法人	法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいう。	外国法人	法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいう。
資産の譲渡等	法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。	資産の譲渡等	法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。
課税資産の譲渡等	法第2条第1項第9号《定義》に規定する課税資産の譲渡等をいう。	課税資産の譲渡等	法第2条第1項第9号《定義》に規定する課税資産の譲渡等をいう。
外国貨物	法第2条第1項第10号《定義》に規定する外国貨物をいう。	外国貨物	法第2条第1項第10号《定義》に規定する外国貨物をいう。
課税貨物	法第2条第1項第11号《定義》に規定する課税貨物をいう。	課税貨物	法第2条第1項第11号《定義》に規定する課税貨物をいう。
課税仕入れ	法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れをいう。	課税仕入れ	法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れをいう。
課税仕入れ等	国内において行う課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取りをいう。	課税仕入れ等	国内において行う課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取りをいう。
事業年度	法第2条第1項第13号《定義》に規定する事業年度をいう。	事業年度	法第2条第1項第13号《定義》に規定する事業年度をいう。
基準期間	法第2条第1項第14号《定義》に規定する基準期間をいう。	基準期間	法第2条第1項第14号《定義》に規定する基準期間をいう。
棚卸資産	法第2条第1項第15号《定義》に規定する棚卸資産をいう。	棚卸資産	法第2条第1項第15号《定義》に規定する棚卸資産をいう。
調整対象固定資産	法第2条第1項第16号《定義》に規定する調整対象固定資産をいう。	調整対象固定資産	法第2条第1項第16号《定義》に規定する調整対象固定資産をいう。

改 正 後		改 正 前	
課税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。	課税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。
免税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。	免税事業者	事業者のうち法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。
基準期間における課税売上高	法第9条第2項《基準期間における課税売上高の意義》に規定する基準期間における課税売上高をいう。	基準期間における課税売上高	法第9条第2項《基準期間における課税売上高の意義》に規定する基準期間における課税売上高をいう。
<u>資産等取引</u>	<u>法第14条第1項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する資産等取引をいう。</u>	(新設)	(新設)
<u>信託資産等</u>	<u>法第15条第1項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する信託資産等をいう。</u>	(新設)	(新設)
<u>固有資産等</u>	<u>法第15条第1項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有資産等をいう。</u>	(新設)	(新設)
<u>受託事業者</u>	<u>法第15条第3項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する受託事業者をいう。</u>	(新設)	(新設)
<u>固有事業者</u>	<u>法第15条第4項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有事業者をいう。</u>	(新設)	(新設)
課税期間	法第19条第1項《課税期間》に規定する課税期間をいう。	課税期間	法第19条第1項《課税期間》に規定する課税期間をいう。
対価の額	法第28条第1項《課税標準》に規定する対価の額をいう。	対価の額	法第28条第1項《課税標準》に規定する対価の額をいう。
仕入控除税額	法第32条第1項第1号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する仕入れに係る消費税額をいう。	仕入控除税額	法第32条第1項第1号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する仕入れに係る消費税額をいう。
課税仕入れ等の税額	法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額をいう。	課税仕入れ等の税額	法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額をいう。

改 正 後		改 正 前	
仕入税額控除	法第 45 条第 1 項第 2 号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を控除することをいう。	仕入税額控除	法第 45 条第 1 項第 2 号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を控除することをいう。
課税売上割合	法第 30 条第 6 項後段《課税売上割合》に規定する課税売上割合をいう。	課税売上割合	法第 30 条第 6 項後段《課税売上割合》に規定する課税売上割合をいう。
個別対応方式	法第 30 条第 2 項第 1 号《個別対応方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。	個別対応方式	法第 30 条第 2 項第 1 号《個別対応方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。
一括比例配分方式	法第 30 条第 2 項第 2 号《一括比例配分方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。	一括比例配分方式	法第 30 条第 2 項第 2 号《一括比例配分方式による仕入税額控除》に規定する仕入税額控除の方法をいう。
課税仕入れに係る支払対価の額	法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。	課税仕入れに係る支払対価の額	法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。
非課税資産の譲渡等	法第 31 条第 1 項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。	非課税資産の譲渡等	法第 31 条第 1 項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。
仕入れに係る対価の返還等	法第 32 条第 1 項《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する仕入れに係る対価の返還等をいう。	仕入れに係る対価の返還等	法第 32 条第 1 項《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する仕入れに係る対価の返還等をいう。
簡易課税制度	法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定を適用して法第 45 条第 1 項第 2 号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から控除することができる仕入控除税額を算出する方法をいう。	簡易課税制度	法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定を適用して法第 45 条第 1 項第 2 号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から控除することができる仕入控除税額を算出する方法をいう。
売上げに係る対価の返還等	法第 38 条第 1 項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。	売上げに係る対価の返還等	法第 38 条第 1 項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税事業者選択届出書を提出できる事業者)</p> <p>1-4-10 法第9条第4項《課税事業者の選択》に規定する届出書(以下この章、<u>4-4-1</u>及び17-1-1において「課税事業者選択届出書」という。)は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となる課税期間について課税事業者を選択することを届け出るものであるから、当該届出書を提出しようとする課税期間において免税事業者である事業者に限らず、課税事業者である事業者も提出できるのであるから留意する。</p> <p>(合併があった日)</p> <p>1-5-7 法第11条第1項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「合併があった日」とは、<u>合併の効力を生ずる日</u>をいい、同条第3項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「合併があった日」とは、法人の設立の登記をした日をいう。</p> <p>(吸収分割があった日)</p> <p>1-5-10 法第12条第5項《吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「吸収分割があった日」とは、<u>分割の効力を生ずる日</u>をいう。</p> <p>(組織変更等の場合の課税期間)</p> <p>3-2-2 法人が会社法その他の法令の規定によりその<u>組織又は種類の変更</u>(以下「組織変更等」という。)をして他の組織又は種類の法人となった場合には、<u>組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の課税期間は、その組織変更等によって区分されず継続することに留意する。</u></p> <p>(注) 基準期間ができた後の課税期間において<u>組織変更等</u>した法人については、法第12</p>	<p>(課税事業者選択届出書を提出できる事業者)</p> <p>1-4-10 法第9条第4項《課税事業者の選択》に規定する届出書(以下この章及び17-1-1において「課税事業者選択届出書」という。)は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となる課税期間について課税事業者を選択することを届け出るものであるから、当該届出書を提出しようとする課税期間において免税事業者である事業者に限らず、課税事業者である事業者も提出できるのであるから留意する。</p> <p>(合併があった日)</p> <p>1-5-7 法第11条第1項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「合併があった日」とは、<u>合併契約において合併期日として定めた日</u>をいい、同条第3項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「合併があった日」とは、法人の設立の登記をした日をいう<u>ものとする。</u></p> <p>(吸収分割があった日)</p> <p>1-5-10 法第12条第5項《吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「吸収分割があった日」とは、<u>分割契約において分割期日として定めた日</u>をいう<u>ものとする。</u></p> <p>(組織変更の場合の課税期間)</p> <p>3-2-2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織を変更して他の種類の法人となった場合には、<u>組織変更前の法人の解散の登記、組織変更後の法人の設立の登記にかかわらず、その解散又は設立はなかったものとして取り扱う。</u>したがって、当該法人の課税期間は、その<u>組織変更</u>によって区分されず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた後の課税期間において<u>組織変更</u>した法人については、法第12</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p> <p>(信託行為に基づき財産を受託者に移転する行為等)</p> <p>4-2-1 <u>受益者等課税信託（法第14条第1項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。）がその信託財産に属する資産を有するものとみなされる信託をいう。以下第3節及び9-1-29において同じ。）においては、次に掲げる移転は資産の譲渡等には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>信託行為に基づき、その信託の委託者から受託者へ信託する資産の移転</u></p> <p>(2) <u>信託の終了に伴う、その信託の受託者から受益者又は委託者への残余財産の給付としての移転</u></p> <p>(注) 事業者が事業として行う令第2条第1項第3号《資産の譲渡等の範囲》に定める行為は、資産の譲渡等に該当する。</p> <p>(集団投資信託等の信託財産に係る取扱い)</p> <p>4-2-2 法第14条第1項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等》に規定する<u>集団投資信託、法人課税信託、退職年金等信託又は特定公益信託等（以下9-1-30において「集団投資信託等」という。）の信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引については、受託者が当該信託財産に属する資産を有し、かつ、資産等取引を行ったものとなるのであるから留意する。</u></p>	<p>条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p> <p>(信託契約に基づき財産を信託会社に移転する行為等)</p> <p>4-2-1 <u>信託契約に基づき、事業者である委託者がその財産を信託会社に移転する行為又は信託会社が当該委託者又は当該信託契約に係る受益者に信託財産を移転する行為は、原則として、資産の譲渡等には該当しない。</u></p> <p>(注) 事業者が事業として行う令第2条第1項第3号及び第4号《資産の譲渡等の範囲》に定める行為は、資産の譲渡等に該当することに留意する。</p> <p>(合同運用信託等の信託財産に係る取扱い)</p> <p>4-2-2 法第14条第1項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等》に規定する<u>合同運用信託等の信託財産に属する資産の譲渡等については、信託会社が資産の譲渡等を行ったものとなるのであるから留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第3節 受益者等課税信託に関する取扱い</p> <p><u>(信託財産に属する資産及び資産等取引の帰属)</u></p> <p><u>4-3-1 受益者等課税信託における受益者は、受益者としての権利を現に有するものに限られるのであるから、例えば、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、その余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、当該受益者がその信託財産に属する資産の全部を有するものとみなされ、かつ、資産等取引の全部が帰せられるものとみなされることに留意する。</u></p> <p><u>(権利の内容に応ずることの例示)</u></p> <p><u>4-3-2 令第26条第4項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》の規定の適用に当たっては、例えば、その信託財産に属する資産が、その構造上区分された数個の部分具有独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものである場合において、その各部分の全部又は一部が2以上の受益者の有する受益権の目的となっているときは、当該目的となっている部分(以下4-3-2において「受益者共有独立部分」という。)については、受益者共有独立部分ごとに、当該受益者共有独立部分につき受益権を有する各受益者(法第14条第2項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下4-3-3及び9-1-29において「受益者等」という。)が、各自の有する受益権の割合に応じて有しているものとして同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(信託の受益者としての権利の譲渡)</u></p> <p><u>4-3-3 受益者等課税信託の受益者等が有する権利の譲渡が行われた場合には、その権利の目的となる信託財産の譲渡が行われたこととなるのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(受益者等課税信託に係る受益者の範囲)</u></p> <p><u>4-3-4 法第 14 条第 1 項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）」には、原則として、例えば、信託法第 182 条第 1 項第 1 号《残余財産の帰属》に規定する残余財産受益者は含まれるが、次に掲げる者は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) その信託が終了するまでの間における同法第 182 条第 1 項第 2 号《残余財産の帰属》に規定する帰属権利者（以下 4-3-5 までにおいて「帰属権利者」という。）</u></p> <p><u>(2) 委託者が生存している間において、委託者の死亡の時に受益権を取得する信託法第 90 条第 1 項第 1 号《委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例》に掲げる受益者となるべき者として指定された者</u></p> <p><u>(3) 委託者が生存している間において、委託者の死亡の時以後に信託財産に係る給付を受ける同項第 2 号に掲げる受益者</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(受益者とみなされる委託者)</u></p> <p><u>4-3-5 法第 14 条第 2 項《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》の規定により受益者とみなされる者には、同項に掲げる信託の変更をする権限を有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合</u></p> <p><u>(2) 信託法第 182 条第 2 項に掲げる信託行為に残余財産受益者又は帰属権利者（以下 4-3-5 において「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>合も同様である。</p> <p>(1) <u>当該固有事業者が法第 37 条の 2 第 1 項の承認を受けた場合</u> <u>当該受託事業者のその課税期間につき簡易課税制度が適用される。</u></p> <p>(2) <u>当該固有事業者が法第 37 条の 2 第 6 項の承認を受けた場合</u> <u>当該受託事業者のその課税期間につき簡易課税制度が適用されない。</u></p> <p><u>(法人課税信託の受託者が提出する届出書等)</u></p> <p>4-4-3 <u>法第 9 条第 4 項又は第 5 項《小規模事業者に係る納税義務の免除》、 法第 37 条第 1 項又は第 2 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、 法第 37 条の 2 第 1 項又は第 6 項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》、 法第 57 条《小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出》、 令第 20 条の 2 第 1 項又は第 2 項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》 及び令第 57 条の 2 第 1 項又は第 2 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》の届出又は申請に関する規定が適用されるのは固有事業者に限られるから、 受託事業者はこれらの規定に関する届出書又は申請書は提出できない。</u></p> <p><u>ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 《課税期間》及び法第 30 条第 3 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定は、固有事業者における適用の有無にかかわらず、 受託事業者においても適用されるので、受託事業者がこれらの規定の適用を受ける場合には、 受託事業者ごとにこれらの規定に関する届出書又は申請書を提出する必要がある。</u></p> <p><u>(信託事務を主宰する受託者の意義)</u></p> <p>4-4-4 <u>法第 15 条第 12 項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する「信託事務を主宰する受託者」とは、 中心となって信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>この場合、全体を取りまとめているかは、信託契約に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に関する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。</u></p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法第2条第1項《定義》</u>に規定する有価証券 イ～ワ 省略 <u>カ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券</u> <u>ヨ コマーシャルペーパー（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第1条《定義》に規定するコマーシャルペーパー（以下「CP」という。））</u> <u>タ 抵当証券法に規定する抵当証券</u> <u>レ 外国債、海外CPなど外国又は外国の者の発行する証券又は証書でイからリまで又はヲからタまでの性質を有するもの</u> <u>ソ 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの</u> <u>ヅ オプションを表示する証券又は証書</u> <u>ネ 預託証券</u> <u>ナ 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないもの）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</u></p> <p>(2) (1)に類するもの イ (1)イからヨまで及び<u>レ（タに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）</u>に掲げる有価証券に表示されるべき権利で<u>有価証券が発行されて</u></p>	<p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) <u>証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》</u>に規定する有価証券 イ～ワ 同左</p> <p><u>カ コマーシャルペーパー（証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第1条《証券取引法の有価証券》に規定するコマーシャルペーパー（以下「CP」という。））</u></p> <p><u>ヨ 外国債、海外CPなど外国又は外国法人の発行する証券又は証書でイからリまで又はヲからカまでの性質を有するもの</u> <u>タ 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの</u> <u>レ オプションを表示する証券又は証書</u> <u>ソ 預託証券</u> <u>ヅ 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないもの）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</u></p> <p>(2) (1)に類するもの イ (1)イからタまでに掲げる有価証券に表示されるべき権利で<u>有価証券が発行されていないもの</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>いないもの</p> <p>ロ 省略</p> <p>ハ 株主又は投資主(投資信託法第2条第16項に規定する投資主をいう。)となる権利、優先出資者(優先出資法第13条の優先出資者をいう。)となる権利、特定社員(資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員をいう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権 (注) 1、2 省略</p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等)</p> <p>6-3-1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) <u>所法第2条第1項第11号《定義》に規定する合同運用信託、同項第15号に規定する公社債投資信託又は同項第15号の2に規定する公社債等運用投資信託の信託報酬</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>法法第2条第29号《定義》に規定する集団投資信託、同条第29号の2に規定する法人課税信託又は同法第12条第4項第1号《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する退職年金信託若しくは同項第2号に規定する特定公益信託等の収益の分配金</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>抵当証券(これに類する外国の証券を含む。)</u>の利息</p>	<p>ロ 同左</p> <p>ハ 株主又は投資主(投資信託法第2条第23項に規定する投資主をいう。)となる権利、優先出資者(優先出資法第13条の優先出資者をいう。)となる権利、特定社員(資産流動化法第2条第5項に規定する特定社員をいう。)又は優先出資社員(同法第26条に規定する優先出資社員をいう。)となる権利その他法人の出資者となる権利</p> <p><u>ニ 抵当証券(これに類する外国の証券を含む。)</u></p> <p><u>ホ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</u> (注) 1、2 同左</p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等)</p> <p>6-3-1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。</p> <p>(1)、(2) 同左</p> <p>(3) <u>合同運用信託又は所法第2条第1項第15号《定義》に規定する公社債投資信託若しくは同項第15号の2《定義》に規定する公社債等運用投資信託の信託報酬</u></p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) <u>合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は特定公益信託等の収益の分配金</u></p> <p>(6) 同左</p> <p>(7) 抵当証券の利息</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(8)～(17) 省略</p> <p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による<u>社会復帰促進等事業</u>として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療</p> <p>(6)、(7) 省略</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6-12-1 法別表第一第12号《教科用図書の譲渡》に規定する教科用図書は、学校教育法第21条《小学校の教科用図書》(同法第40条《中学校》、第51条《高等学校》)及び第51条の9第1項《中等教育学校》において準用する場合並びに同法第76条《<u>特別支援学校</u>》においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第21条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意する。</p> <p>したがって、同法第107条《教科用図書の経過措置》の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(有価証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-17 有価証券(金融商品取引法第2条第1項《<u>定義</u>》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第2号<u>及び第4号</u>《有価証券に類するもの</p>	<p>(8)～(17) 同左</p> <p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(4) 同左</p> <p>(5) 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による<u>労働福祉事業</u>として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療</p> <p>(6)、(7) 同左</p> <p>(教科用図書の範囲)</p> <p>6-12-1 法別表第一第12号《教科用図書の譲渡》に規定する教科用図書は、学校教育法第21条《小学校の教科用図書》(同法第40条《中学校》、第51条《高等学校》)及び第51条の9第1項《中等教育学校》において準用する場合並びに同法第76条《<u>特殊教育</u>》においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下6-12-1において同じ。)に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書(いわゆる検定済教科書)及び同法第21条に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書に限られるのであるから留意する。</p> <p>したがって、同法第107条《教科用図書の経過措置》の規定により当分の間使用することができることとされている教科用図書は、法別表第一第12号に規定する教科用図書には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(有価証券等の譲渡の時期)</p> <p>9-1-17 有価証券(証券取引法第2条第1項《<u>有価証券の定義</u>》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第2号、<u>第4号及び第5号</u>《有価証</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の範囲等》に規定する有価証券に類するもののうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p>(注) 省略</p>	<p>券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するもののうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p>(注) 同左</p>
<p>(株式の信用取引等をした場合の譲渡の時期)</p> <p>9-1-18 事業者が<u>金融商品取引法</u>第 161 条の 2 第 1 項《信用取引等における<u>金銭の預託</u>》の規定による信用取引又は発行日取引の方法により株式の売付けを行った場合におけるその売付けに係る株式の譲渡の時期は、当該売付けに係る取引の決済を行った日とする。</p>	<p>(株式の信用取引等をした場合の譲渡の時期)</p> <p>9-1-18 事業者が<u>証券取引法</u>第 161 条の 2 第 1 項《信用取引等における<u>保証金の預託</u>》の規定による信用取引又は発行日取引の方法により株式の売付けを行った場合におけるその売付けに係る株式の譲渡の時期は、当該売付けに係る取引の決済を行った日とする。</p>
<p>(受益者等課税信託の資産の譲渡等の時期)</p> <p>9-1-29 <u>受益者等課税信託において、受益者等が行ったとみなされる資産等取引については、当該受益者の課税期間に対応させて消費税額を計算することとなるのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(集団投資信託等の資産の譲渡等の時期)</p> <p>9-1-30 <u>集団投資信託等については、委託者から信託を受けた受託者が資産等取引を行ったこととなるから、当該受託者の資産等取引については、当該受託者の課税期間に対応させて消費税額を計算することとなる。</u></p> <p>ただし、<u>法人課税信託を除き、当該受託者の課税期間と当該受託者における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中にその計算期間の末日が到来した信託についてその計算期間中に行われた資産等取引のすべてを当該課税期間における資産等取引としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p>	<p>(合同運用信託等の資産の譲渡等の時期)</p> <p>9-1-29 <u>法第 14 条第 1 項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する合同運用信託、投資信託、特定目的信託等については、委託者（委託者の指定等により当該信託に係る収益の分配を受けることとなる受益者を含む。以下 9-1-29 において同じ。）から信託を受けた信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下 9-1-29 において同じ。）が信託財産に係る資産の譲渡等を行ったこととなるから、当該信託会社の資産の譲渡等の時期については、当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容に応じて判定することとなる。</u></p> <p>ただし、<u>当該信託会社の課税期間と当該信託会社における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中にその計算期間の末日が到</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(繰延資産に係る課税仕入れ等の仕入税額控除)</p> <p>11-3-4 <u>創立費</u>、<u>開業費</u>又は<u>開発費</u>等の繰延資産に係る課税仕入れ等については、その課税仕入れ等を行った日の属する課税期間において法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるから留意する。</p>	<p>来した信託についてその計算期間中に行われた<u>資産の譲渡等</u>のすべてを当該課税期間における<u>資産の譲渡等</u>としているときは、<u>継続適用</u>を条件としてこれを認める。</p> <p>(繰延資産に係る課税仕入れ等の仕入税額控除)</p> <p>11-3-4 <u>創業費</u>、<u>開業費</u>又は<u>試験研究費</u>等の繰延資産に係る課税仕入れ等については、その課税仕入れ等を行った日の属する課税期間において法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるから留意する。</p>